

高齢者の補聴器の 購入費を助成します



聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、円滑なコミュニケーションが維持できるよう、補聴器の購入費用を一部助成します。

対象者

下記の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の方
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- (3) 両耳聴力レベルの平均が40dB以上70dB 未満の方
医師の意見書が必要になります。
- (4) 市町村民税が非課税の方



中等度難聴（およそ40dB～70dB）とは？

通常の会話は60dBとされており、中等度難聴は「できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない」、「テレビや電話の呼び出し音が聞こえない」など、日常生活で支障が生じる聴力レベルだと言われています。

助成額

補聴器本体(イヤーマールド含む)購入費用として、**25,000円**

- * 1人(1台)1回限り
- * 購入費用は25,000円以上のものとする
- * 修理費等及び交付決定前に購入したものは対象外
- * 市内の補聴器取扱業者は裏面参照

【問い合わせ先】

益田市 福祉環境部高齢者福祉課 地域包括推進係
〒698-8650 益田市常盤町1番1号
TEL：0856-31-0245 FAX：0856-24-0181

申請の流れ
は裏面へ

手続きの流れ

1

申請書を作成する

対象要件を確認し、申請書を作成してください。

申請書設置場所：市高齢者福祉課、美都地域総務課、匹見地域総務課、市内の耳鼻咽喉科、市内の補聴器取扱業者、市ホームページ

2

耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められたら、申請書の「医師の意見欄」の作成を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担となります。

3

申請書を提出する

申請書に必要事項を記入の上、高齢者福祉課へ提出してください。

4

市から決定通知書を送付する

市は申請内容を確認し、助成決定者には決定通知書をお送りします。

5

補聴器を購入する

補聴器取扱業者へ決定通知書を持参し、補聴器の購入費用から助成額25,000円を差し引いた額を支払い、補聴器を購入してください。

購入時に市指定の請求書を記入してください。

【市内の補聴器取扱業者】

業者名	住所	電話番号 / F A X
サロン・ド能地	乙吉町イ102番地1	22-8522 / 22-5193
スマイル補聴器	高津 5 丁目16番 1 号	25-7633 / 25-7634
田城時計店	駅前町11番22号	22-3020 / 22-3078
ニッタ ゆめタウン益田店	高津 7 丁目21番12号	23-7891 / 23-7892
メガネ・補聴器 日の丸	あけぼの西町8番地11	22-0683 / 22-0683
眼鏡市場 益田店	高津 7 丁目5番34号	22-0277 / 22-0277
めがね高島屋	乙吉町イ336番地5	23-0041 / 25-7366